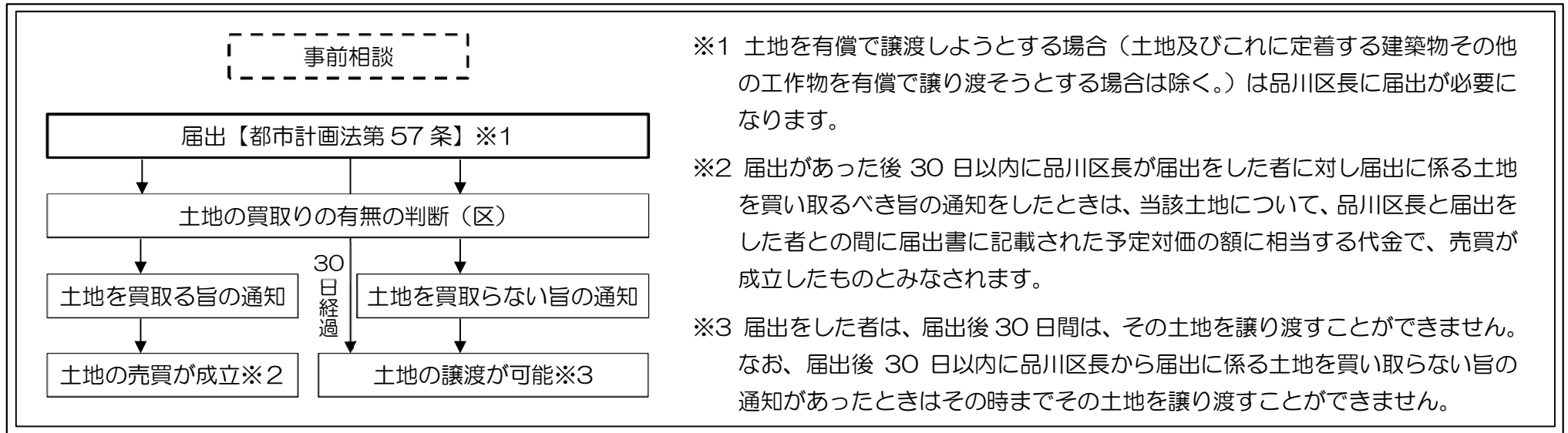


第一種市街地再開発事業（東五反田二丁目第3地区）の都市計画法に関するお知らせ

東五反田二丁目第3地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、多様な機能が高度に集積した安全で快適な複合市街地の形成を図るため、施行区域の約 1.6 ヘクタールについて第一種市街地再開発事業を令和2年10月23日付で都市計画決定しました。

今後、当該市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、都市計画法第57条に基づき、品川区長に届出が必要になります。

■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出制度について（都市計画法第57条）



■お問い合わせ先および届出の窓口

○市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出（都市計画法第57条）

○市街地再開発事業の都市計画に関するお問い合わせ

品川区 都市環境部 都市開発課（本庁舎6階）

住所：〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36

TEL：03-5742-7654（直通）

FAX：03-5742-6942